

控 訴 状

2009年（平成21年）12月25日

東京高等裁判所 御中

控訴人ら訴訟代理人弁護士

弁 護 士	東 澤	靖
同	川 口	和 子
同	二 関	辰 郎
同	小 町 谷	育 子
同	魚 住	昭 三
同	古 本	晴 英
同	張	界 満

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

日韓会談文書一部不開示決定処分取消等請求控訴事件

訴訟物の価額 1600万円

貼用印紙額 19万5000円

上記当事者間の東京地方裁判所平成20年（行ウ）第231号行政文書一部不開示決定処分取消等請求事件について、2009年（平成21年）12月16日に言い渡された判決（同日判決書正本受領）は、全部不服であるから、控訴を提起する。

第1 原判決の表示

- 1 本件訴えのうち外務大臣が別紙一部不開示文書目録1記載の各行政文書の不開示部分を開示すべき旨を命ずることを求める請求に係る部分をいずれも却下する。
- 2 原告らのその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は原告らの負担とする。

第2 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 外務大臣が、平成19年11月16日付けで控訴人らに対してした、別紙一部不開示文書目録記載の各行政文書を不開示とする決定を取り消す。
- 3 外務大臣は、控訴人らに対し、2記載の各行政文書の不開示部分について開示決定をせよ。
- 4 訴訟費用は、第一審、第二審とも被控訴人の負担とする。
との判決を求める。

第3 控訴の理由

追って提出する控訴理由書において主張する。

以 上

当事者目録

大韓民国

控訴人 崔 鳳 泰

控訴人 李 金 珠

控訴人 呂 運 澤

控訴人 太 田 修

控訴人 田 中 宏

控訴人 西 野 瑠 美 子

控訴人 山 田 昭 次

控訴人 吉 澤 文 寿

控訴人 李 鶴 来

控訴人 梁 澄 子

〒105-0003 東京都港区西新橋1丁目6番15号
西新橋愛光ビル4階
霞ヶ関総合法律事務所（送達場所）
電 話 03-3501-2651
FAX 03-3539-3683
控訴人訴訟代理人
弁護士 東 澤 靖

〒102-0074 東京都千代田区九段南3丁目7番8号
ゴンドラビル4階A室
藍天国際法律事務所
電 話 03-3265-5054
FAX 03-3265-5055
同 川 口 和 子

〒107-0062 東京都港区南青山5丁目18番5号
南青山ポイント1階
骨董通り法律事務所
電 話 03-5766-8980
FAX 03-5466-1107
同 二 関 辰 郎

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番1号 四谷三菱ビル5階
原後綜合法律事務所
電 話 03-3341-5271
FAX 03-3359-5975
同 小 町 谷 育 子

〒850-0033 長崎県長崎市万才町6-11 三井ビル4階
ぴーすなう法律事務所
電 話 095-816-1332

FAX 095-816-1333

同 魚 住 昭 三

〒160-0017 東京都新宿区左門町13番1号

四谷弁護士ビル406

古本晴英法律事務所

電 話 03-5367-4603

FAX 03-5367-4604

同 古 本 晴 英

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目3番

エスパコンセール4階

J&K法律事務所

電 話 03-3359-8831

FAX 03-3359-8832

同 張 界 満

〒100-8977 東京都千代田区霞ヶ関1丁目1番1号

被控訴人 国

代表者法務大臣 千 葉 景 子

行政処分庁 外務大臣 岡田克也

一部不開示文書目録

情報公開第02201号

- 1 朝鮮問題（対朝鮮政策）（文書67）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号
決定理由 1 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため

- 2 日韓会談議題の問題点（文書68）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号
決定理由 1 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため

- 3 日韓会談における双方の主張及び問題点 本文及び付属資料（文書69）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号
決定理由 1（理由2以外の不開示部分）
公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため

- 4 日韓会談の問題点（文書72）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項 5条3号
決定理由 1 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため

- 5 日韓会談の経緯及び問題点（文書76）
決定区分 部分開示
決定に係る該当条項
決定理由 1 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため

- 6 日韓会談の経緯（文書77）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項

決定理由 1 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため

情報公開第02260号

- 7 第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（第11回）（文書93）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条3号

決定理由 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため

- 8 第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（第12回）（文書94）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条3号

決定理由 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため

- 9 第5次日韓全面会談予備会談の一般請求権小委員会会合（非公式・その他）（文書96）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条3号

決定理由 公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるため

情報公開第02348号

- 10 第7次日韓全面会談在日韓国人の法的地位に関する委員会会合（第24～25回）（文書102）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条3号、5条6号

決定理由 1 政府部内の検討内容であり、公にすることにより、他国等との信頼関係を損なうおそれがあり、また、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

情報公開第02428号

1 1 日韓国交正常化交渉の記録総説5（第4次日韓会談）（文書125）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条3号、5条6号

決定理由 1 政府内部の検討内容であり、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるほか、信頼関係を損なうおそれがあり、また、外交事務の適正な遂行に支障をおよぼすおそれがあるため

1 2 日韓国交正常化交渉の記録総説6（在日朝鮮人の北朝鮮帰還問題と帰還協定の締結）（文書126）

決定区分 部分開示

決定に係る該当条項 5条3号、5条4号、5条6号

決定理由 2（22頁目）

公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧等の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

3（48頁目）

政府内部の検討内容であり、公にすることにより、他国等との関係で交渉上不利益を被るおそれがあるほか、事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため

情報公開第02430号

1 3 竹島問題に関する文献資料（文書137）

決定区分 不開示

決定に係る該当条項 5条3号

決定理由 1 現在においても、日韓間で立場の異なる問題に関する交渉の様子や政府部内での検討の様子が子細に記されており、

公にすることにより、我が国の今後の交渉上の立場を不利にするおそれがあるため